

- 2) 40年間(480月)被保険者であった場合を想定した。標準報酬月額は平成13年の産業計の賃金水準を利用した。
- 3) 各ケースは、給付総額が一致するように給付乗率等を調整し、所得による給付の多寡(分配)が比較できるようにした(ただし、③は国庫負担相当分、給付総額が減少している)。この際、各ケースによって、支払った保険料総額は異なるが、保険料(負担)総額と給付総額とのリンクについては特に加味していない。
- 4) 2段階バンドポイント方式は、  

$$\text{給付額} = 6r \times A + 2r \times B + r \times C$$
 とした。6:2:1は、米国の0.9:0.32:0.15を参考にした。また、  
 A: 平均標準報酬月額の0.2倍までの分  
 B: 同0.2倍以上、1.2倍までの分  
 C: 同1.2倍を超える分  
 とした。0.2倍、1.2倍についても米国の制度を参考にした。

## 2. 試算結果

### (1) 給付乗率について

現状の老齢厚生年金の給付乗率5.481は、②所得比例一本化すると8.4程度となる。さらに、③老齢基礎年金の国庫負担分(1/3)の原資がないとすれば、給付乗率は6.8程度となる。

(図表3)

〔図表3〕 ケース別の給付乗率

①現行制度	5.481
②所得比例一本化	8.4
③基礎年金の国庫負担分なし所得比例	6.8
④最低保証給付の所得比例	6.8
⑤2段階のバンドポイント方式	$19.6 \times A + 6.5 \times B + 3.3 \times C$

### (2) 給付水準について

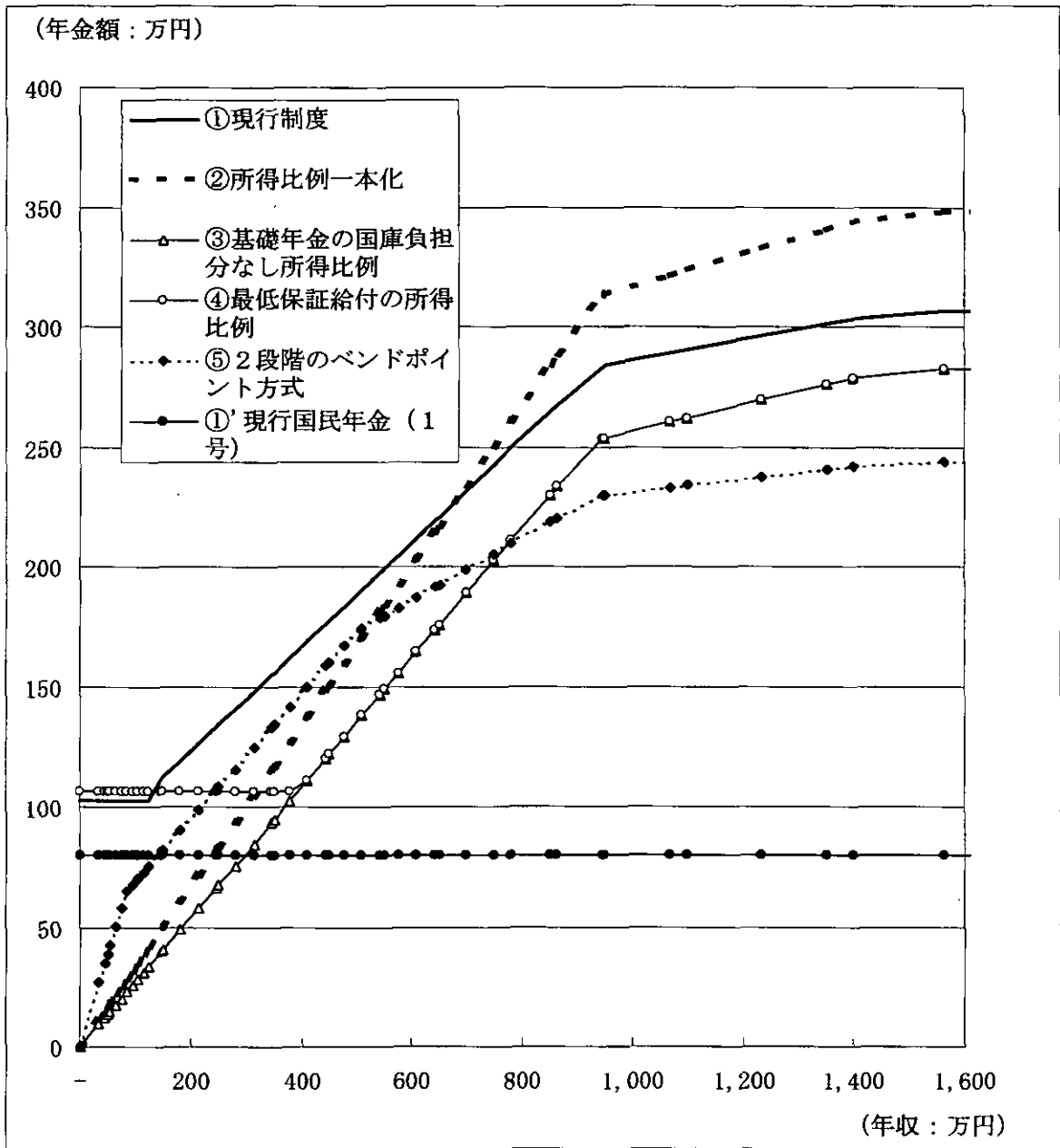
年金給付水準については、②所得比例一本化のケースでは、①現行制度ケースの給付水準を平均標準報酬月額55万円程度以上、年金給付額220万円程度以上で上回ることになる。

③老齢基礎年金の国庫負担分(1/3)の原資がないケースの場合には、①現行制度のケースでの給付水準を上回ることはいできない。

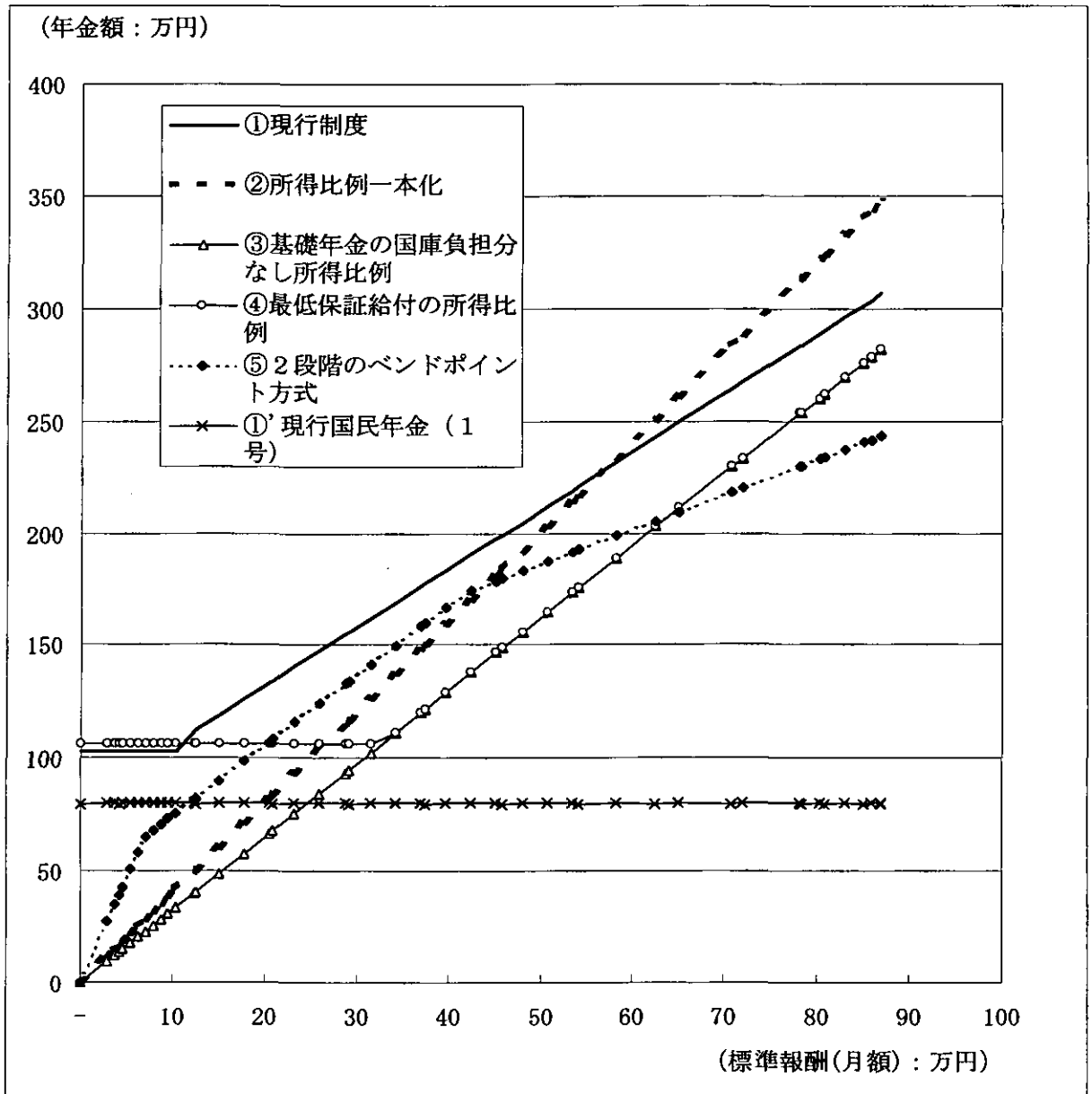
④老齢基礎年金の国庫負担分(1/3)を最低保証給付の原資にあてた所得比例のケースでは、最低保証額は107万円程度となる。これは、①現行制度のケースでの老齢基礎年金80万円に加給年金額23万円を加えた給付額を上回る。

⑤2段階バンドポイント方式にしたケースの場合、④老齢基礎年金の国庫負担分(1/3)を最低保証給付の原資にあてた所得比例のケースよりも、平均標準報酬月額20~40万円程度の所得層で、給付額が多くなる。高所得者については、現行制度での給付水準よりもかなり低くなる。(図表4)

〔図表 4〕 従前の年収と年金給付額との関係



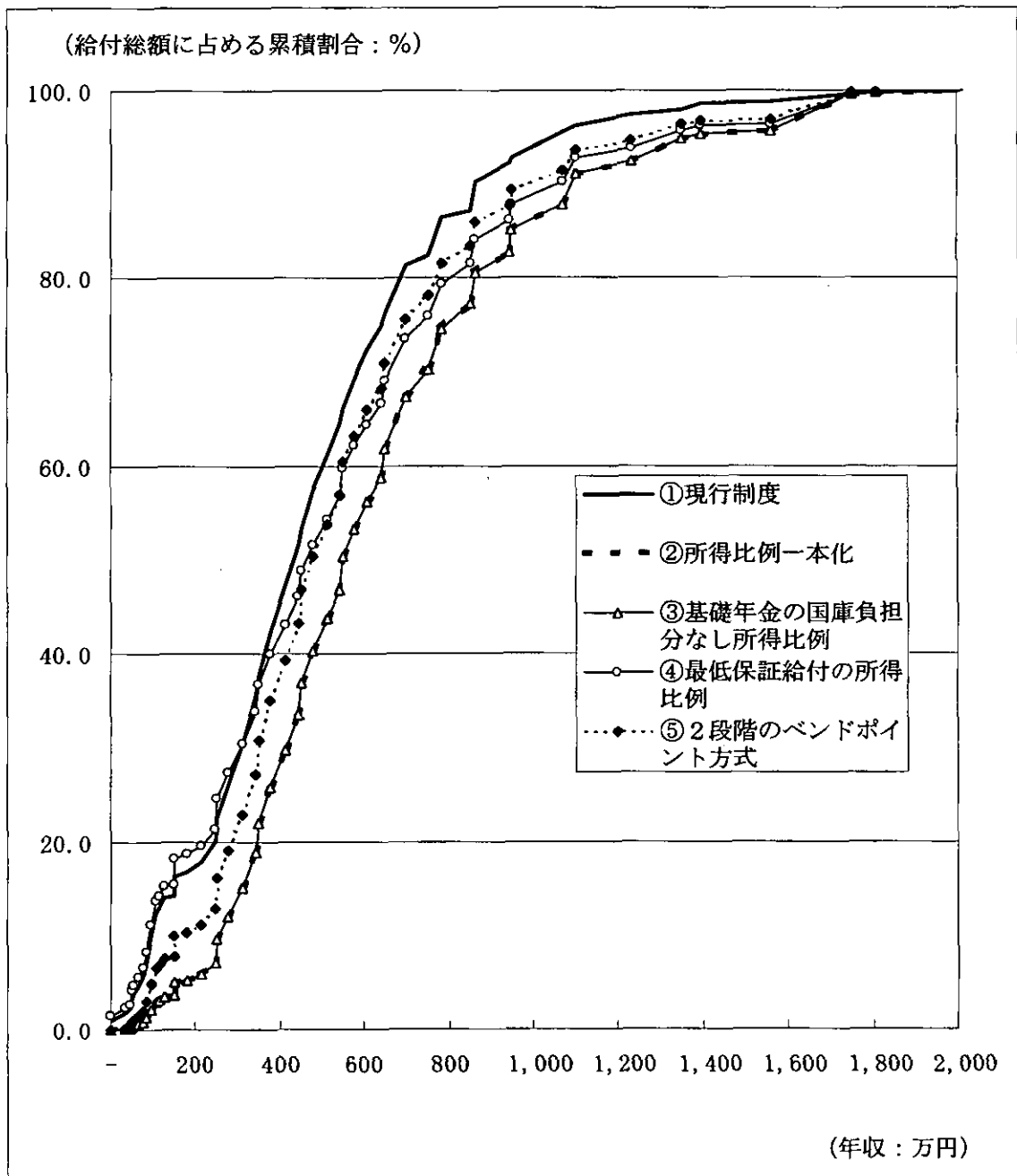
〔図表5〕 平均標準報酬月額と年金給付額との関係



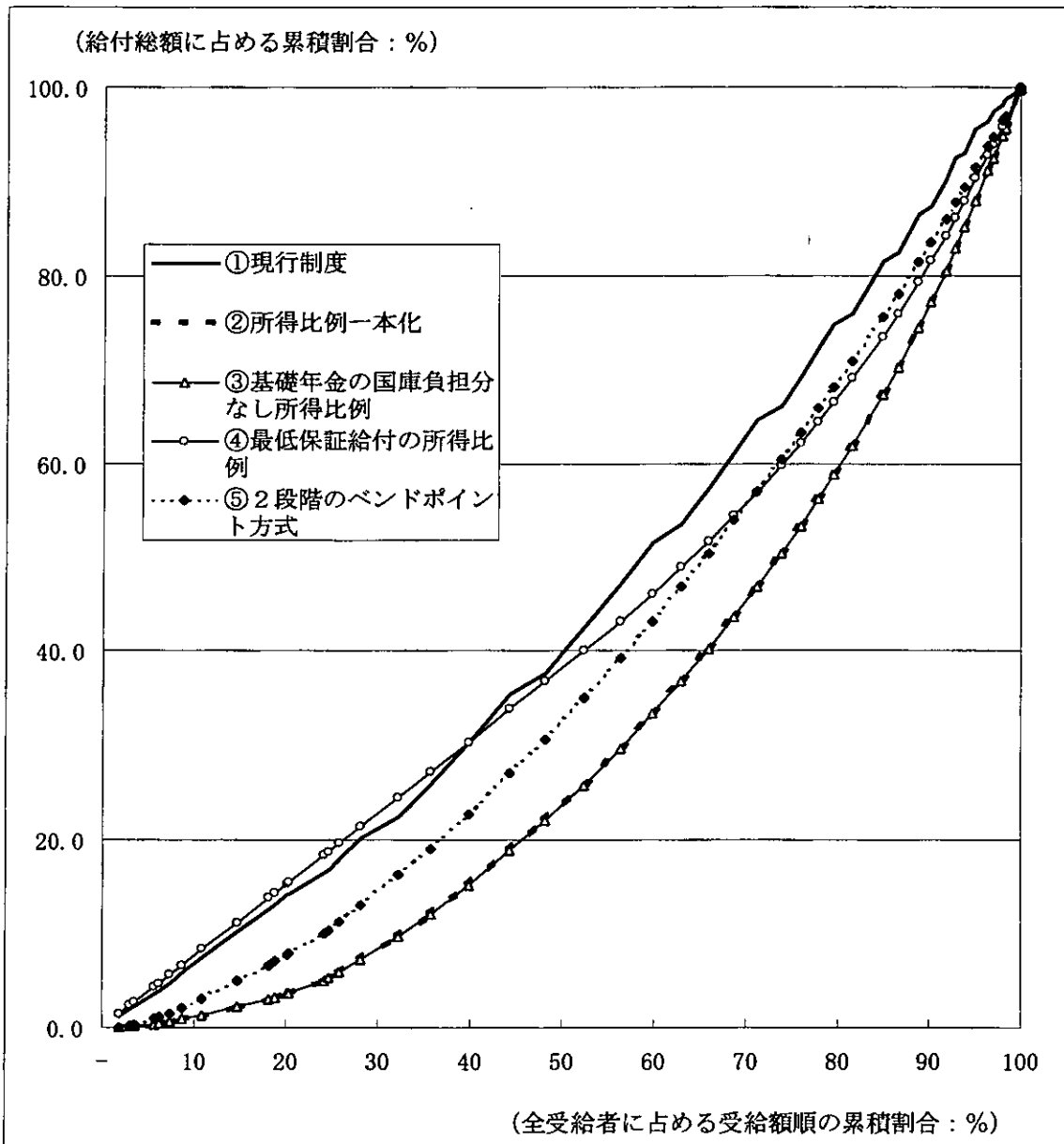
### (3) 公平性について

ローレンツ曲線、ジニ係数の結果をみると、①現行制度のケース、④老齢基礎年金の国庫負担分(1/3)を最低保証給付の原資にあてたケースの場合に、不平等度が低いことが分かる。これに対して、②③所得比例一本化のケースでは、分配の不平等度が增大する。また、⑤2段階バンドポイントのケースについては、②③所得比例一本化のケースに比べて、中間所得層を中心に不平等度が低くなる。(図表7、8)

〔図表6〕 年収による給付総額の累積割合



〔図表 7〕 ローレンツ曲線



〔図表 8〕 ジニ係数

①現行制度	0.124
②所得比例一本化	0.370
③基礎年金の国庫負担分なし所得比例	0.370
④最低保証給付の所得比例	0.172
⑤2段階のベンドポイント方式	0.240

#### (4) 所得代替率

所得代替率を年金給付総額／平均標準報酬総額で見ると、全体平均では33%である。ただしこの値は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者を完全に個人ベースに整理して算出したものである。所得階層別にみると、現行制度での所得代替率が低所得者の部分を除いて全般に他のケースよりも大きくなっていることが分かる（図表9）。

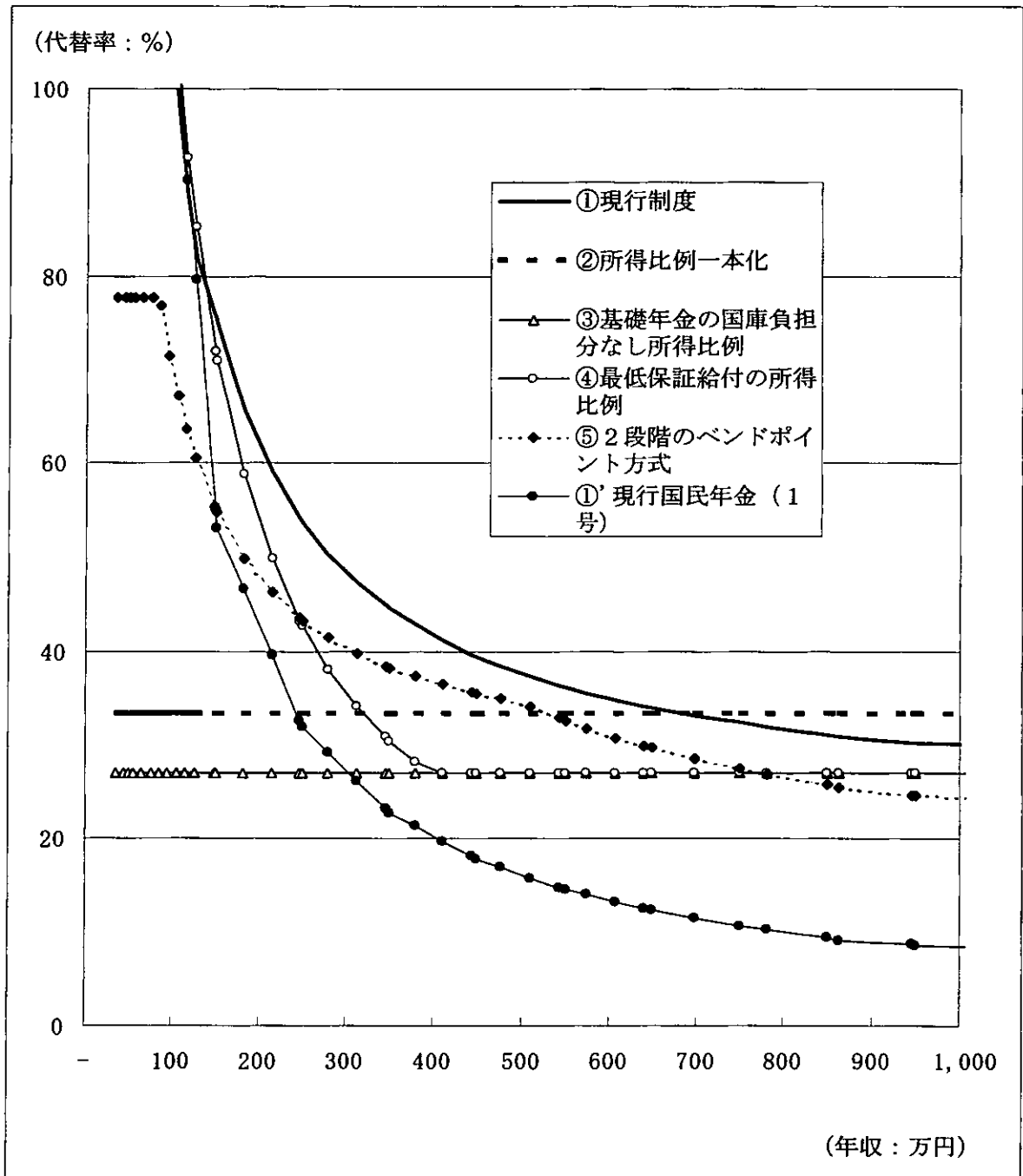
次に、第2号被保険者と第3号被保険者の世帯を想定した場合の所得代替率を概算すると（第3号被保険者の所得は分母から除く）、夫（第2号被保険者）の年収が約510万円（平均標準報酬月額が43万円）、妻（第3号被保険者）の年収が95万円（平均標準報酬月額8万円）の場合、①現行制度では57.5%であるのに対して、②所得比例一本化：40%、③老齢基礎年金の国庫負担分（1/3）の原資がない場合：32%、④老齢基礎年金の国庫負担分（1/3）を最低保証給付の原資にあてた所得比例の場合：48%、⑤2段階バンドポイント：48%となる（図表10）。

なお、夫の年収については、今回用いた賃金の統計（毎月勤労統計）から、平均の年収が500万円程度であること、また、妻についても同じ考えで、（年収120万円未満の）パートタイマーの平均年収が約90万円であることから、ともに分析のカテゴリの中で最も近い年収を利用した。

なお、妻の年収が約90万円の場合、④老齢基礎年金の国庫負担分（1/3）を最低保証給付の原資にあてた所得比例の場合には、妻の所得比例給付の額は最低保証水準以下になるため、結果的には、妻の給付額は一定額（最低保証額）になる。

なお、この場合、現行制度の場合も基礎年金＋加給年金の一定額の給付に入るため、給付は一定額になる。その結果、妻の年収が90万円であっても0であっても、①現行制度、④老齢基礎年金の国庫負担分（1/3）を最低保証給付の原資にあてた所得比例の場合、それぞれでの給付額は同じになる。なお、ここで、世帯の所得代替率を計算する際には、妻の所得（90万円、あるいは0）は分母に含めていない。そのため、①現行制度、④老齢基礎年金の国庫負担分（1/3）を最低保証給付の原資にあてた所得比例の場合、いずれも、仮に、妻の年収がゼロであっても、妻の年収が90万円のときの所得代替率に一致する。

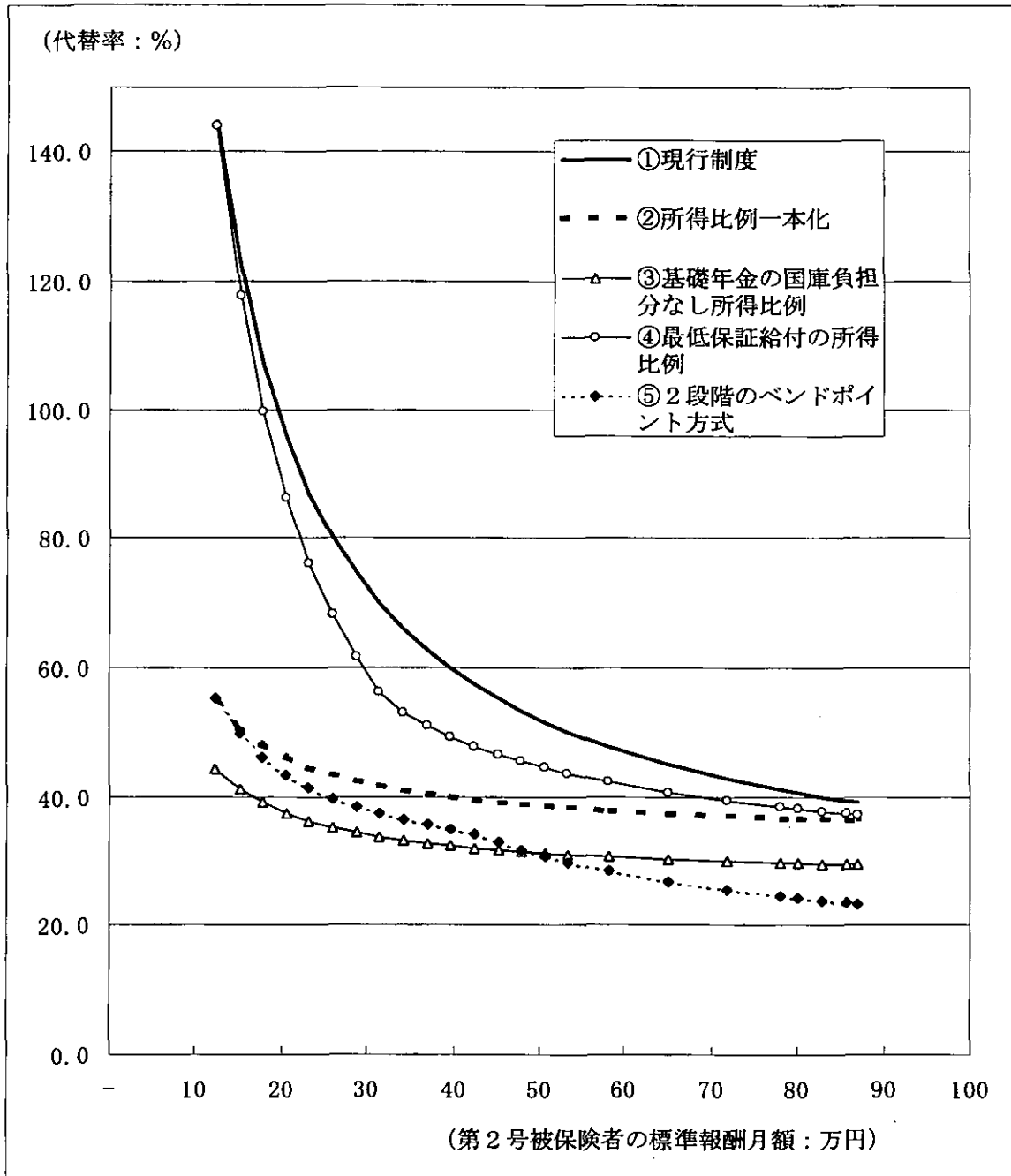
【図表9】個人ベースの所得代替率（個人ベースの年金給付額月額／平均標準報酬月額）



※被保険者期間：40年（480月）

※全体の代替率は33.4%（第1号、第2号、第3号の合計。給付総額を固定しているためケースによる差は生じない。）。ただし、給付原資が少ない③の場合は27.0%である。

〔図表 10〕 所得代替率（専業主婦世帯：妻の年間収入 95 万円のとぎ）



※分母には妻の所得は入れていない。世帯単位での代替率である。



#### (5) 保険料負担総額について

現行制度では、保険料の直接的な負担は第1号被保険者と第2号被保険者であるが、第3号被保険者を含めて、被保険者全体が所得に応じた保険料を負担すると仮定した場合に、保険料負担総額がどの程度変わるかをみた。

現行制度での、厚生年金被保険者（第2号被保険者）の保険料負担総額を100とすると、国民年金の被保険者（第1号被保険者）の保険料負担（定額）総額は約14となる。

これに対して、所得に応じた保険料負担（保険料率は厚生年金と同じ13.58%を想定）をすとした場合には、第2号被保険者の保険料負担総額100に対して、第1号被保険者、第3号被保険者の保険料負担総額は、それぞれ約56、約6となり、合計では162となる、現行制度の場合114であることから、現状の1.4倍程度の保険料徴収の規模になると考えられる。（図表11）

〔図表11〕 保険料負担総額について

	①現状	②所得比例	②/①
第1号	14.3	56.1	3.9
第2号	100.0	100.0	1.0
第3号	0.0	5.5	∞
合計	114.3	161.6	1.4

#### (6) 第2号被保険者、第3号被保険者のみを対象としたときの試算との比較

別途、第2号被保険者と第3号被保険者のみを分析対象として計測した結果と比較すると、第1号被保険者が入ることで、給付乗率、代替率等がかなり低下することになる。

※金額については、シミュレーションの前提に依存するため留意が必要である。

※第1号被保険者については、免除被保険者や未納者は考慮していない。

※結果については、本節の最後の参考図表1～8を参照。

### 3. 試算方法について

#### (1) 試算の前提

- 厚生年金被保険者（第2号被保険者）、第3号被保険者、第1号被保険者を試算の対象とした。
- 厚生年金被保険者の標準報酬、および標準報酬別の労働者分布については、厚生労働省「賃金センサス」（平成13年データ）より全産業（年齢平均）のデータを利用した。
  - － 所得分布については、所定内給与額階層別の労働者数を利用
  - － 各階層での所定内給与額に対して決まって支給する現金給与額／所定内給与額を乗じたものを各階層の決まって支給する現金給与額とした。また、決まって支給する現金給与額と年間賞与額の比率を用いて、各階層の年間賞与額を算出した。従って、所定内給与額、決まって支給する現金給与額、年間賞与額の比率は、各階層によらず一定となっている。また、現金給与総額、年間賞与額／2を、それぞれ標準報酬月額、標準報酬賞与としたが、その際にはそれぞれ現行制度に合わせて上限を設定した。
- 第3号被保険者の年収別の労働者分布については、厚生労働省「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」のデータ（女性）を利用した。
  - － 所得分布については、（年齢合計ベースでの）年収階層別のパート等労働者数割合を利用した。ただし、第3号被保険者としては年収が130万円以下のパート等のみを利用した。ここでは、第3号被保険者の所得分布は年齢別の違いは大きくないと仮定している。
- 第1号被保険者の年収別の労働者分布については、「平成11年国民年金被保険者実態調査」の世帯の所得状況を用いた。
  - － ここで世帯の所得を用いているため、所得分布については課題になる可能性がある。
  - － なお、納付者と未納者の比率については、国民年金被保険者実態調査(H11)の16%を用いた。
  - － ただし、両者の所得分布には大きな違いはなく、結果に与える影響は小さい。なお、当分析では未納者等は考慮していない。
- 厚生年金被保険者数に対するその第3号被保険者数、第1号被保険者については、社会保険庁「事業年報」（平成13年度末）より、第2号被保険者数3,676万人に対する第3号被保険者数1,133万人、第1号被保険者2,207万人の比率を用いた（約1:0.3:0.6）。
- 老齢年金の支給額については、厚生年金被保険者、及びその第3号被保険者とも、上記

の標準報酬額、年収額／12を平均標準報酬月額として、被保険者期間40年（480月）間として算出した。

- － 厚生年金被保険者は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給する。  
老齢基礎年金：79.7万円×40年×12月／480月＝79.7万円  
老齢厚生年金：平均標準報酬月額×5.481/1000×480月×0.991で決定
- － 第3号被保険者は、老齢基礎年金及び加給年金額を受給するとした。  
老齢基礎年金：79.7万円  
加給年金額：22.9万円
- － 第1号被保険者は、老齢基礎年金を満額受給するとした。  
老齢基礎年金：79.7万円

※加給年金額は、制度上は被扶養配偶者のいる老齢厚生年金受給者が受給するが、ここでは、便宜上第3号被保険者が受給すると設定

### （2） 現行制度での老齢給付総額の決定

- ・ 上記の前提に沿って、厚生年金被保険者、及びその被扶養配偶者である第3号被保険者、第1号被保険者が、将来受給する老齢年金給付の総額を算出した。  
・老齢年金給付総額＝ $\Sigma$  [階層別年金受給額×階層別の受給者数]

### （3） 所得比例一本化のシミュレーションの設定方法

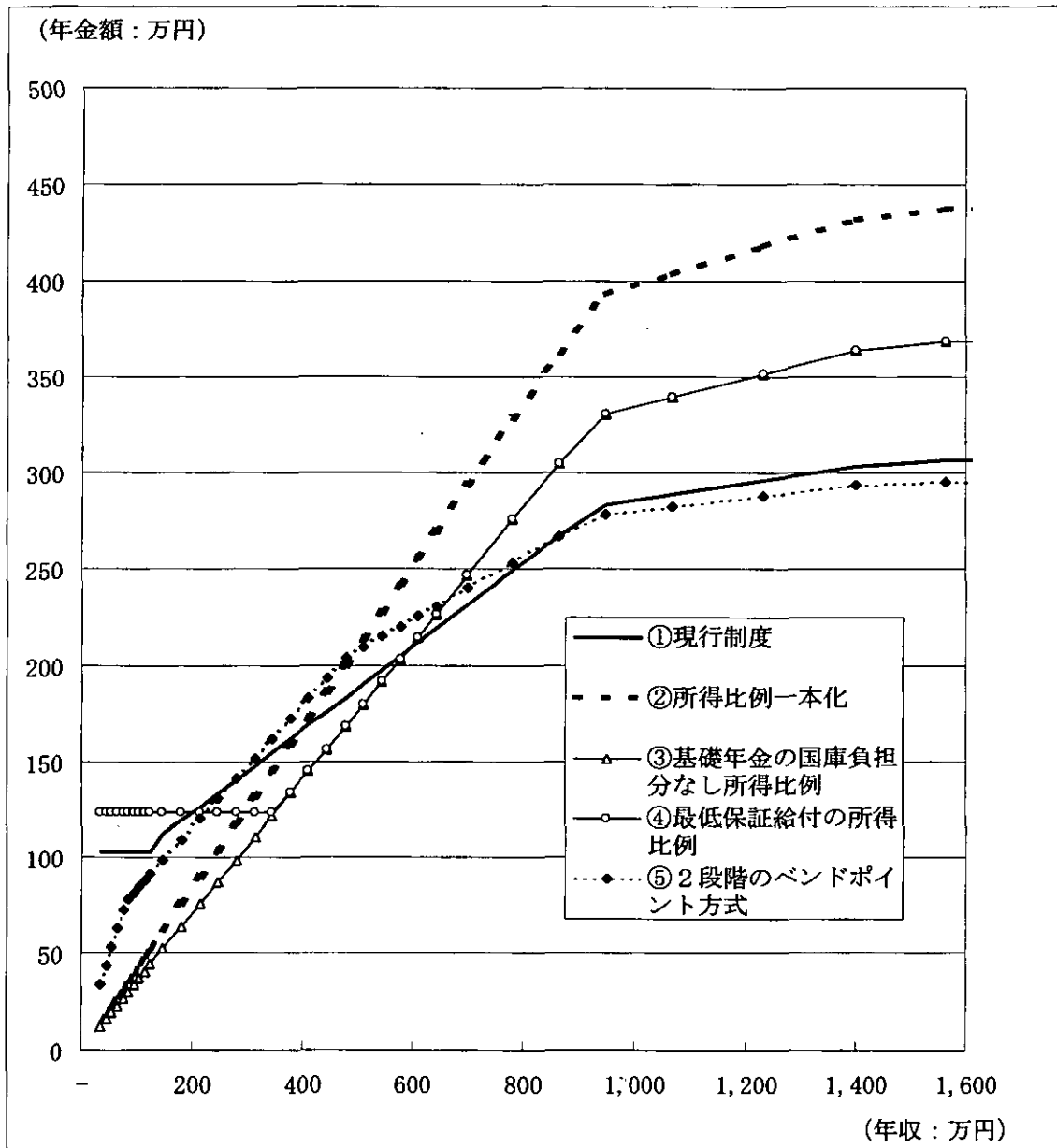
- ・ 上記までと同様のデータを用いて、第3号被保険者、第1号被保険者を含めて、所得に比例した分だけ年金給付を想定した。その際、老齢給付総額が上記の現行制度での額と同額になるように乗率（現行の5.481）を調整した。  
①所得比例老齢年金：平均標準報酬月額× $r$ /1000×480月×0.991  
②所得比例老齢年金給付総額＝現行制度での老齢年金給付総額  
上記②式が成り立つように、①式の $r$ を調整した。

(3) 参考図表：第2号被保険者、第3号被保険者を分析対象としたときの結果

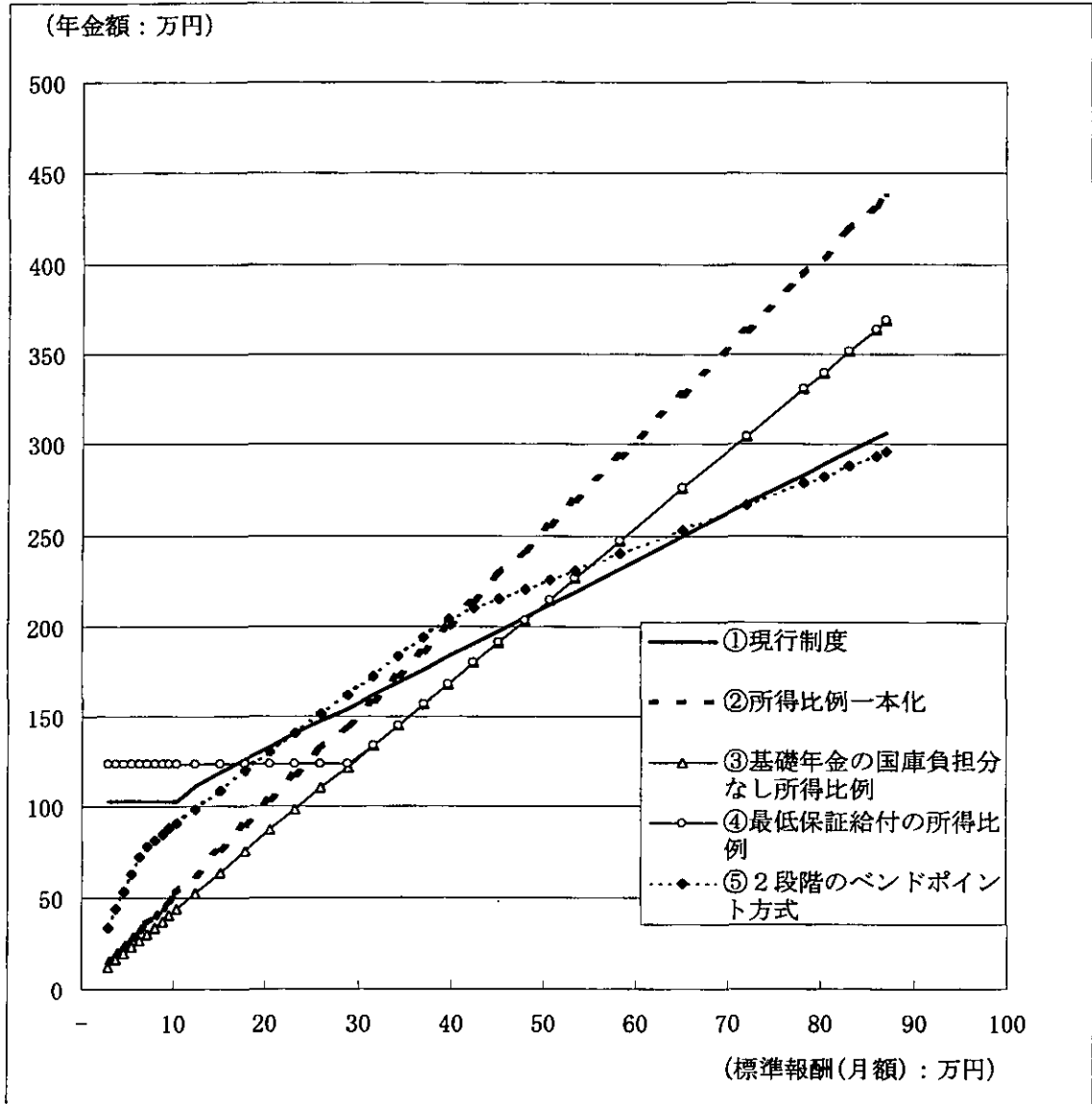
【参考図表1】 給付乗率について

①現行制度	5.481
②所得比例一本化	10.6
③基礎年金の国庫負担分なし所得比例	8.9
④最低保証給付の所得比例	8.9
⑤2段階のバンドポイント方式	$24.3 \times A + 8.1 \times B + 4.1 \times C$

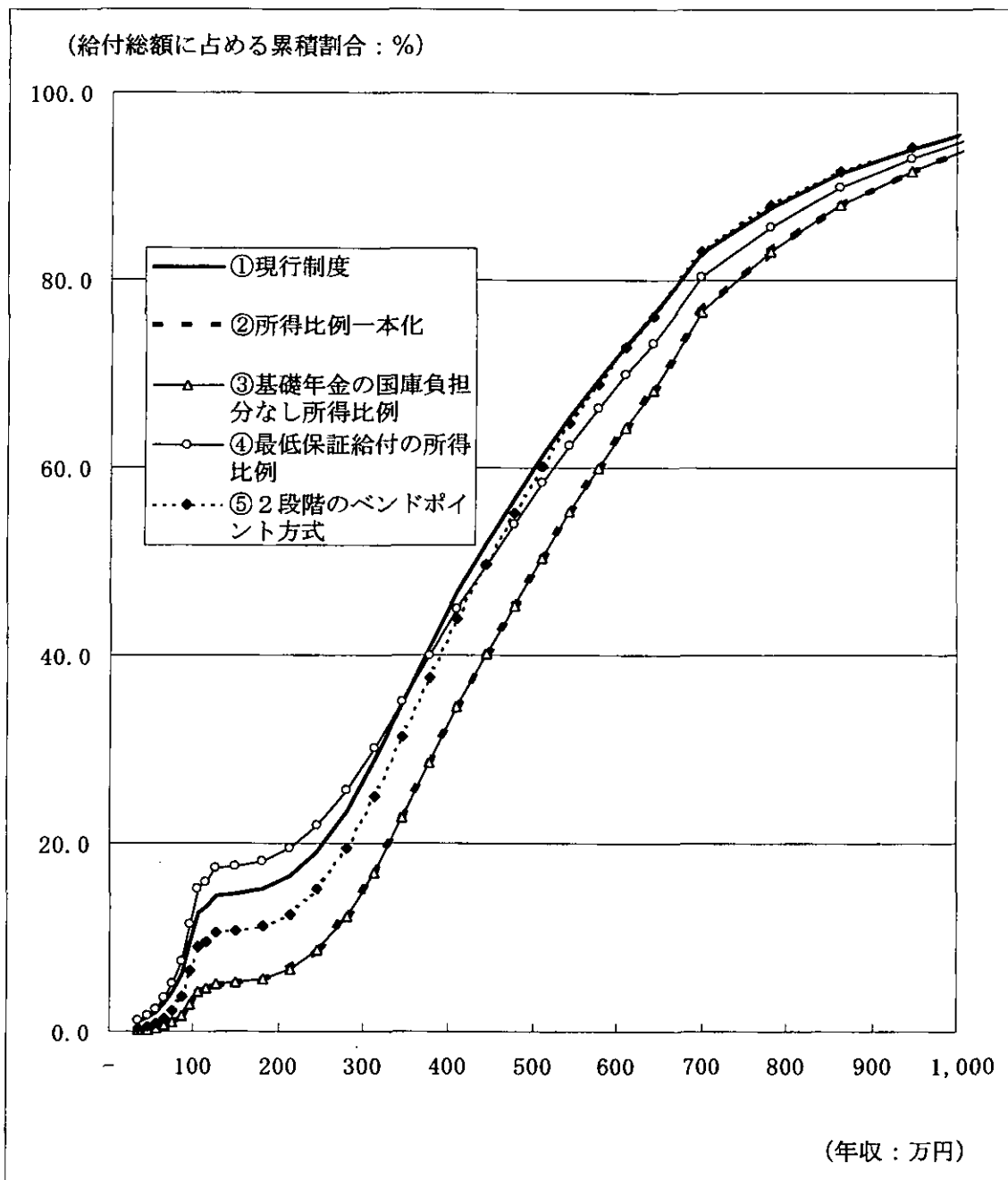
【参考図表2】 従前の年収と年金給付額との関係



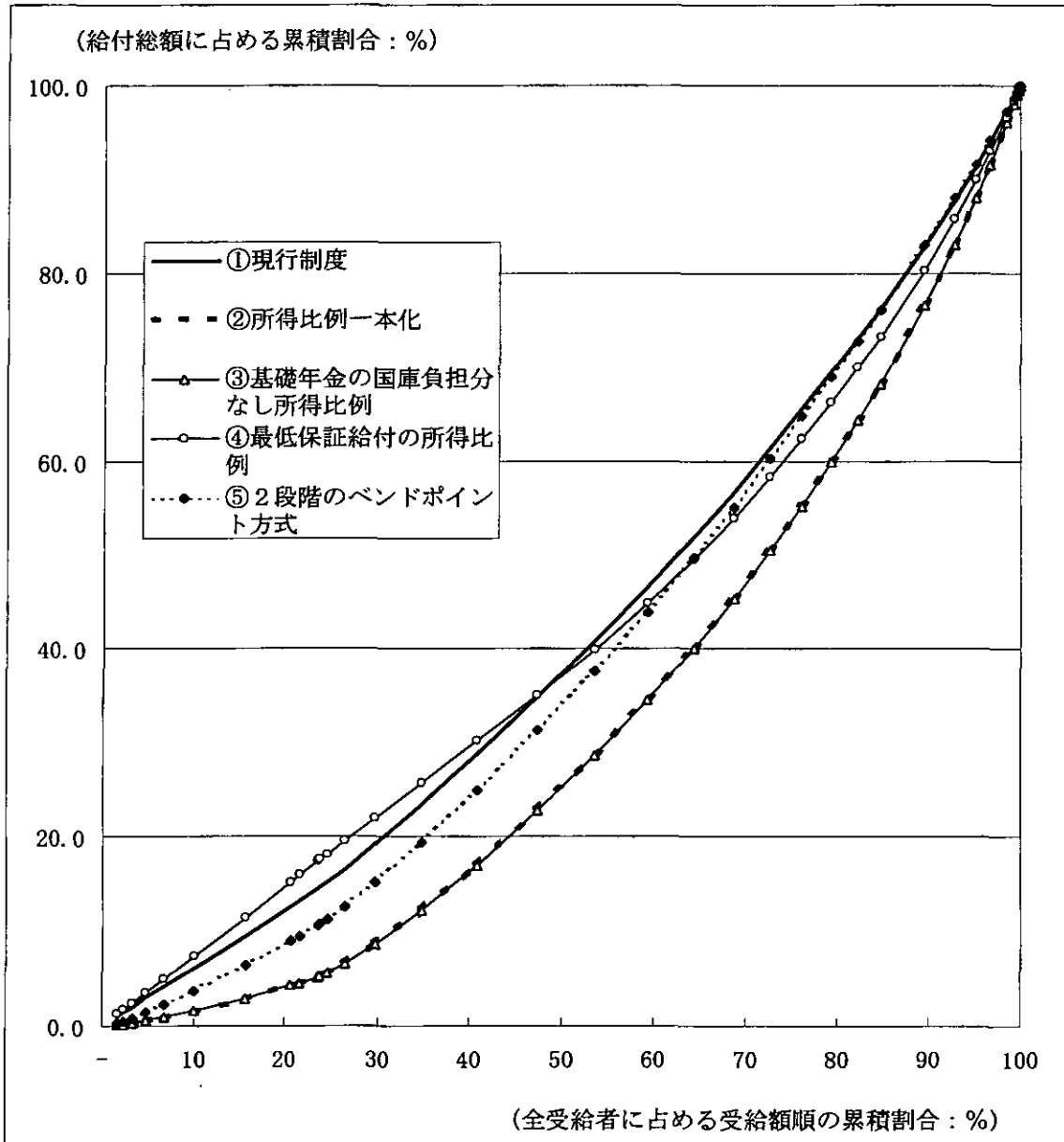
〔参考図表 3〕 平均標準報酬月額と年金給付額との関係



〔参考図表 4〕 年収による給付総額の累積割合



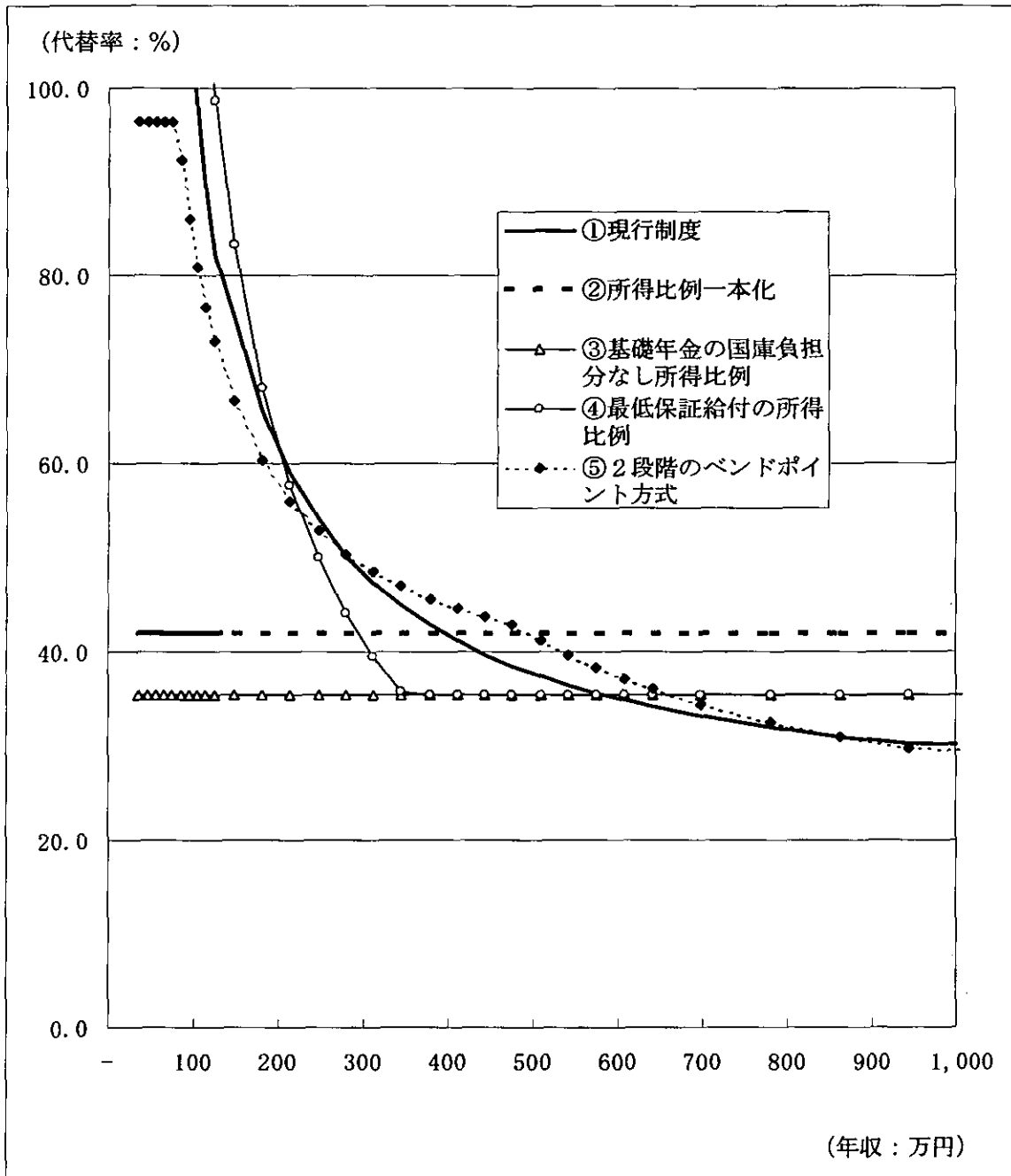
〔参考図表 5〕 ローレンツ曲線



〔参考図表 6〕 ジニ係数

① 現行制度	0.177
② 所得比例一本化	0.351
③ 基礎年金の国庫負担分なし所得比例	0.351
④ 最低保証給付の所得比例	0.182
⑤ 2段階のベンドポイント方式	0.221

〔参考図表 7〕 個人ベースの所得代替率（個人ベースの年金給付額月額／平均標準報酬月額）

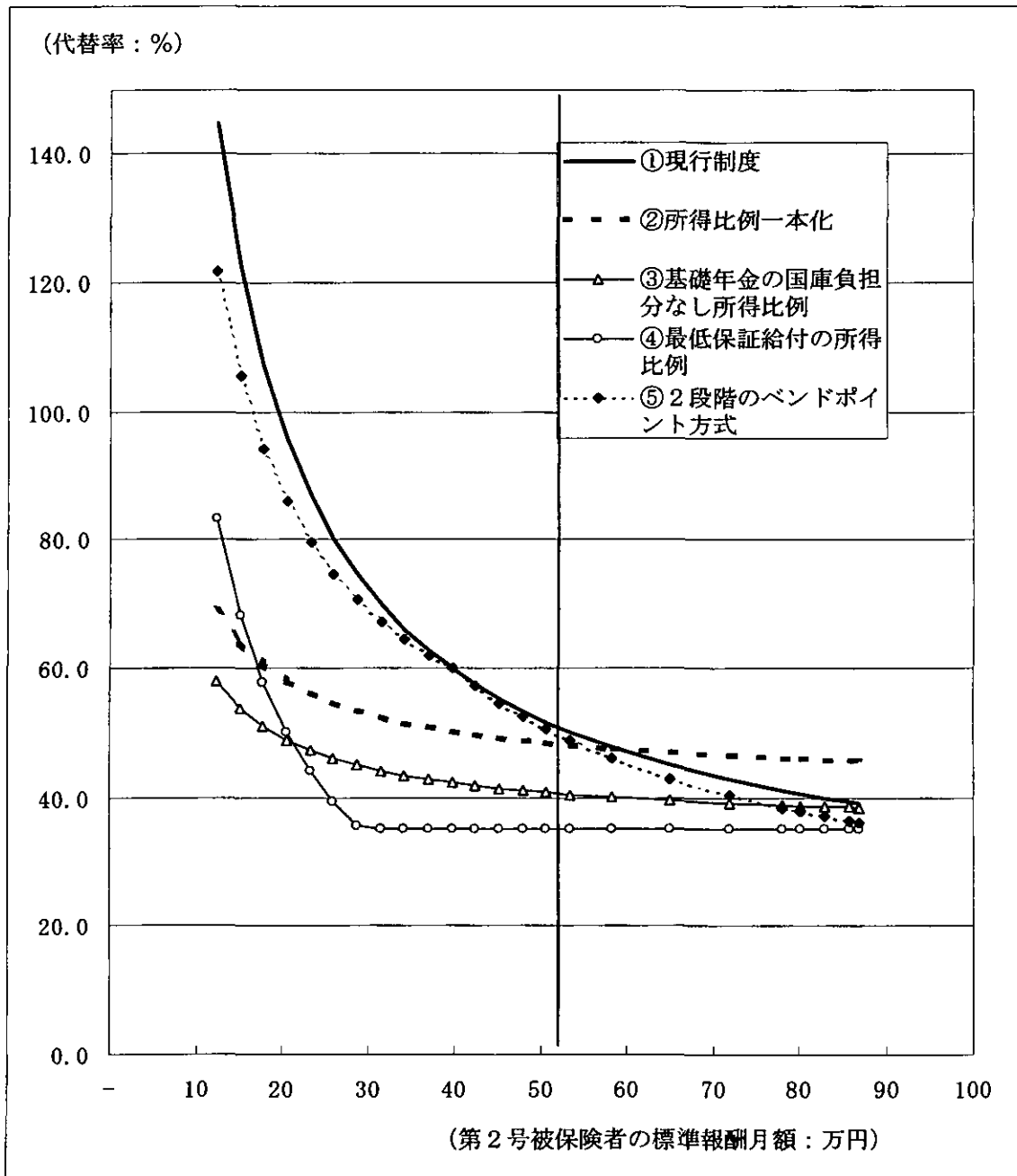


※被保険者期間：40年（480月）

※全体の代替率は42.0%（第2号、第3号の合計。給付総額を固定しているためケースによる差は生じない。）。ただし、給付原資が少ない③の場合は35.3%である。



【参考図表 8】 所得代替率（専業主婦世帯：妻の年間収入 95 万円のと看）



※分母には妻の所得は入っていない。世帯単位での代替率である。

※本文において代替率を比較している年収 510 万円（第 2 号被保険者の標準報酬が約 43 万円）に縦線を引いている。

※夫（第 2 号被保険者）の年収が約 510 万円（平均標準報酬月額が 43 万円）の場合、①58%、②50%、③42%、④35%、⑤58%、となる。④はすべての加入員が具体的に拠出するのであるから、③よりも代替率が低くなるのは当然である。

## I. 新しい働き方・生き方に対応可能な制度へ

少子高齢化と低成長経済の時代を、公的年金制度はいかに乗り越えるか。

我々は、2004年の年金改正案をその回答のひとつと受け止めながら長期的な制度体系のあり方について討議を重ねた。まず現行体系の長所、短所や年金改正案の持続可能性を歴史的な論争、制度の現状と先行き、主要先進国の年金改革との比較などを通じ検討した。その作業は、将来的に制度を改良する際にも、制度の再設計へと踏み切る場合にも欠かせないからだ。

この検証の結果は、長期的な年金制度の最大課題は「新しい働き方」「新しい生き方」に対応可能な設計・運営であるかどうか、つまり制度の若い担い手たちの信頼を得られなければ、年金の将来もない、ということであった。

雇用の流動化・多様化は、非典型労働者（短時間・派遣・臨時・業務請負・呼び出し等）の激増、被用者と自営業者間の移動、ベンチャービジネスやNPO（非営利民間団体）に代表される経営者・運営者と被用者・従事者の未分化傾向などをもたらした。これらの働き方は、自営業者らの国民年金、被用者の厚生年金・共済年金という枠組みに納まり難く、新しい受け皿を求めてやまないだろう。

一方で、個々人のライフスタイルも激変した。とりわけ女性たちの高学歴化、社会進出に伴う自立志向は、未婚・非婚、既婚・離婚、育児・介護による離職・再就職などを問わない柔軟かつ平等な制度設計と運営を迫る。それは、被用者年金制度の個人単位化を促す動向へ繋がっている。

これら「時代の要請」を現行の制度体系のままで吸収できるのか、制度そのものを建て直す「パラダイマテックな改革」で対応すべきなのか、多角的に探求する段階を迎えた。

## II. 「自助の共同化」の徹底

男女ともに自立を目指しつつ、豊かで安定した社会を築くために、社会連帯を基盤とする社会保険方式の意義と機能は、ますます重要になっている。年金制度はまさに、その典型であり、「応能負担・必要給付」の社会保険原理を基本に一定の所得再分配を加えながら、個々人が世代を超えて自分自身と他者の老後の所得保障を確保する「共助」（互助）である。このシステムを維持・強化したい。

だが、負担・給付・両者のリンクの現状は、現行体系下で適正かどうか、については再考を要する。とりわけ「国民皆年金保険」の基盤である国民年金は、負担面では社会保険原理に適合しない定額負担の矛盾、給付面では所得比例部分を含め給付水準の高低を問わない一律の国庫負担投入への疑問、基礎年金拠出金という財政調整の限界、未納者の激増などの難

問を抱える。この基盤の脆弱性が被用者年金制度に及ぶ恐れもある。

長期的な年金財政の安定と、新しい働き方・生き方に対応可能な制度設計を考える時、負担と給付の連動を強める所得比例一本の体系へ切り換えることの是非や、移行条件の有無は検討に値する。その際、社会保険方式の最大の弱点である無年金者の発生や、現役時代の所得格差と年金格差との直結を防ぐため租税による補足的な「最低保証年金」をセットで考えることが妥当であろう。

現行体系が抱える弱点や矛盾の克服策のひとつとして、社会保険原理による従前所得保障と、税財源による最低生活保証とを明確に区分する「新たな国民皆年金」体制を想定してみた。

2004年の年金改正案では国民年金に多段階免除を設け、支払い能力への配慮を加えた。言い換えると応能負担の体系へ近付ける試みが始まりつつある、とも解釈できる。さらに踏み込んで、所得比例一本の体系に切り換えた場合、基礎年金の定額給付、その給付に対する国庫負担3分の1という所得再分配機能の喪失により低所得層、中間所得層、とりわけ女性の給付水準が大幅に低下する、との指摘がある。このため一定の条件で①現行制度、②定額給付の基礎年金廃止・所得比例一本化、③基礎年金の国庫負担分なしの所得比例、④国庫負担分を最低保証給付に充てたうえ所得比例、⑤2段階バンドポイント方式という5通りのシミュレーションを試みた。

第5章において詳述したが、中間所得層における世帯別（第2号被保険者と保険料支払い義務のないパート収入にとどまる第3号被保険者で最低保証年金の対象）の所得代替率を概算すると、①現行制度が最も高く、以下は④最低保証付き所得比例と⑤2段階バンドポイントは同程度、②所得比例一本化、③国庫負担なし所得比例の順になった。さらに分配の不平等性を示すジニ係数で見ると、②と③の不平等性が高く、以下は⑤、④、①の順であった。現行制度下における中間所得層の給付水準や平等性の相対的な高さが裏付けられた。

これらの試算結果を踏まえ、最低保証水準やバンドポイント設計の置き換え、国庫負担が2分の1へ引き上げられた場合や国庫負担の一定割合を均等に各所得層に配分したうえ所得比例体系に切り換える方法など、次年度はさらに精密かつ多様なシミュレーションを試みる予定である。

また、個人単位化を目指すものの、過度期の対策としても専業主婦世帯や共働き世帯とも婚姻後は二分二乗方式の年金権分割により女性側に偏る給付水準の低下を防ぐ方策を併用する必要がある。

現行制度の第1号被保険者を所得比例一本の制度に組み込むに当たっては、何よりも納税者番号制のような税制改革が必要と思われるが、自営業者からも医療保険・介護保険が一括徴収されていることに着目し、国民年金を含め“総合生活保険料”（仮称）として徴収する方策も考えられる。これらの課題についても、さらに検討を深めたい。

世代間扶養という賦課方式の要素を次第に弱め、できる限り世代間の負担と給付の公平性を図るのも重要な課題である。現に2004年改正案は「マクロ経済スライド」による給付調整策で、この方向性を打ち出している。

平均余命の延びや年金現価率の上昇により同じ支給開始年齢では後の世代ほど給付水準

は抑制される仕組みにすることも検討に値する。つまり年金額を維持したい場合は、個々人の判断で引退年齢を引き延ばす選択肢を設ける方策である。これも 2004 年改正案が 70 歳代にも「在職老齢年金」を適用（ただし、保険料は賦課しない）、実質的に「老齢年金」から「退職年金」へ切り換えつつあるのと共通性がある。

また、2004 年改正案は積立金の「有限均衡方式」を採用しており、将来的に積立金は 1 年分のみの保有となる。この積立金の活用策について再考を求める論議も必要になる。

一方、税財源による最低保証年金の創設は、拠出ゼロでも個々人が老後の最低限度の生計費を賄える水準を保障し、国民皆年金体制を守る設計だが、ミーンズテストの有無や実施する場合の条件が問題となり、次年度で詳細に検討する。

「マクロ経済スライド」という給付調整策等により将来的な年金水準低下の可能性に対し、どのような補強策を講じるか。既存の確定給付企業年金制度、確定拠出企業年金制度の強化で済むのか、新たに強制加入の積立型年金を併用するのか、これも課題として残った。

初年度は、わが国の年金制度の過去と現状、2004 年・年金改正案と近未来像などを把握しつつ、スウェーデン、ドイツ、イギリス等の年金改革との基礎的な比較研究にとどまった。次年度は、さらに内外ともに調査領域を広げながら、さまざまな「時代の要請」に応え、かつ実現可能性の高い日本独自の長期的な年金制度のあり方について研究を深めたい。